# 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 公認指導員養成講習会実施要領

本要領は新規にJDSF公認指導員(以下単に「公認指導員」という)資格を取得しようとするために行う「講習会」に適用する。

なお、新規指導員認定のための認定試験要項については別に定める。

## 1. 名称

既に公認指導員の資格を取得している者に対する研修会を「JDSF公認指導員への研修会」 (以下単に「研修会」という)と称する。これとは別に、新たに公認指導員を認定するため の準備段階として開催する勉強会については「JDSF公認指導員養成講習会」(以下単に 「講習会」という)とする。

# 2. 「講習会」の主催及び主管箇所

「講習会」の主催はJDSFとする。主管は各ブロックとする。主管については、ブロック内にて調整し、実質的な実施個所を県単位とすることができる。

# 3. 資格区分

「競技力指導員」及び「普及指導員」受験希望者を対象とする。 資格区分については試験前に確認する。指導員認定資格区分は表-1による。

10 ダンス系資格区分 1		1	2	3	4	5	6	7	8
							無し		無し
競 技	歴	SA 級、 A 級 <sup>注 1)</sup>	A 級 <sup>注 2)</sup>	A級 <sup>注</sup> <sup>3)、</sup> B級	C級 D級	1級 以下	技術認定	ńЛ	技術認定
		A NX		» <b>Б</b> //ух	D NX	<i>b</i> /1	G1 合格	一般	HG1 合格
初 期 講 習		机上受講 実技免除	机上受講 実技免除	受講	受講	受講	受講	受講	受講
選考	机上	レポート 提出	受験	受験	受験	受験	受験	受験	受験
試 験	実技	免除	免除	受験	受験	受験	免除	受験	免除
	面接	免除	受験	受験	受験	受験	受験	受験	受験
指鎖	競技力	A	A	В	С	×	×	×	×
資 格	普及	C <sup>注 4)</sup>	C <sup>注 4)</sup>	C <sup>注 4)</sup>	C <sup>注 4)</sup>	С	С	С	В

表-1 指導員認定資格区分

注1: スタンダード、ラテンのうちどちらか J D S F 年間全国ダンススポーツランキング 12 位以内の 経験を有する者。

注2: スタンダード、ラテンのうちどちらか J D S F 年間全国ダンススポーツランキング 36 位以内の 経験を有する者

注3:資格区分1、2以外のJDSF又はDSCJA級登録経験を有する者。

注 4:本人希望

注 5: 競技歴相当の競技実績及び技術認定G1又はHG1合格を有する者は、申請により指導部で審査の上、資格区分を決定する。

## 4. 選考試験免除申請

表一1資格区分1、2、6、8に該当する者は、様式【講】第6により申請を行なう。

#### 5 費用分扣

講習会運営にかかる費用については開催主管箇所予算とする。

# 6. 受講資格

JDSF公認指導員資格を希望する者とする。

# 7. 講習会実施日数

1回の講習会は2日間連続とする。但し、講習会会場確保の関係上での分散開催はこの限り

でない。

#### 8. 実施区分

競技力、普及指導員養成講習会を一括開催する。

## 9. 受講料

受講料を10,000円とし、開催主管箇所予算とする。

# 10. 講習会実施項目

- (1) 机上講義
- (2) 実技講義

# 11. 講習会受講の有効期限

講習会受講完了日から認定試験受験までの有効期限を4年間とする。 経過措置:既受講完了者は、当該講習会受講完了日から4年間とする。

# 12. 講師

(1) 机上講義講師

「指導部が承認する講師」とする。

- (2) 実技講義講師
  - ・「指導部が承認する講師」とし、原則としてカップルで講義を行う。
  - ・原則としてJDSF講師をもって行う。
  - ・競技力A級又は(公財)日本スポーツ協会コーチ3資格者とし、指導部が承認する 講師とする。

## 13. 講習会テキスト

指導員講習会教本を使用する。JDSFより購入価格は500円/冊とする。

# 14. 手続き関係

- (1) 講習会開催予定申請
- ・各ブロックは所定の様式を使用し、毎年 10 月末までに次年度の講習会開催予定をJDSF

申請しなければならない。

- (2) 講習会開催申請
  - ・所定の様式を使用しJDSFに申請を行う。
- (3) 講習会開催日の設定
  - ・JDSFは講習会の開催日を設定し事前に周知しなければならない。
- (4)講習会の報告
  - ・所定の様式を使用し、終了後10日以内に電子データにてJDSFに報告を行う。

#### 附則

2003年 4月27日 制定

2004年 9月26日 改訂

2005年 6月25日 改訂

2006年 4月23日 改訂

2008年 1月 1日 改訂

2009年 1月 1日 改訂 2013年10月27日 改訂

2014年 2月23日 改訂

2016年 1月 1日 改訂

2018年 1月 1日 改訂

2018年 4月 1日 改訂

2019年 4月 1日 改訂

2020年 6月29日 改訂

2021年 7月25日 改訂

2022年 4月24日 改正